

令和2年度岡山県オリンピック・パラリンピック教育推進事業 (オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業(スポーツ庁委託事業)) 実施要項

1 目的

オリンピック・パラリンピック教育推進校でオリンピック・パラリンピック教育を実施することにより、児童生徒のオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を図るとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解等を深める。

2 事業期間

県立学校…県とスポーツ庁の委託締結日から令和3年2月26日(金)まで
市町村立学校…県と市町村の再委託締結日から令和3年2月26日(金)まで

3 対象

県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校から応募のあった学校のうち、岡山県教育庁保健体育課が審査の上、オリンピック・パラリンピック教育推進校として指定した学校。

4 事業内容

(1) 県内の学校からオリンピック・パラリンピック教育推進校(以下「推進校」という。)を指定し、事業を展開する。

※小学校7校程度、中学校・中等教育学校5校程度、高等学校2校程度、特別支援学校2校程度の計16校程度を予定

(2) 推進校では、次の4つの事業を行う。

①オリンピック・パラリンピックそのものを学ぶ教育実践、オリンピック・パラリンピックを通じた教育実践を以下のテーマから選択し、実施する。

<テーマ>

I スポーツ及びオリンピック・パラリンピックの意義や歴史に関する学び

【実践例】○オリンピックについて調べたことを基に、オリンピックドリルを作成する。

○パラリンピックについて調べたことを、文化祭で発表する。

II マナーとおもてなしの心を備えたボランティアの育成

【実践例】○ボランティアについて学び、地域のマラソン大会にボランティアとして参加する。

○外国から日本に来る方々を気持ち良く迎えるために、地域のクリーン活動を行う。

III スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築

【実践例】○シッティングバレーボールやゴールボール等パラリンピックの競技体験を通じて、共生社会について考える。

○ボッチャの歴史やルールを学び、地域の方と一緒に楽しめるボッチャ大会を開催する。

IV 日本の伝統、郷土の文化や世界の文化の理解、多様性を尊重する態度の育成

【実践例】○ホストタウンについて調べ、その国の料理を作ったり、音楽を聴いたりしてみる。

○自分が観戦したいオリンピック・パラリンピックの種目を絵や習字で表現する。

V スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成

【実践例】○トップアスリートを招聘し、運動遊びを親子でふれあいながら体験する。

○運動会や体育祭で、聖火リレーを行ったり、自分達で考えたオリンピック・パラリンピックに関連した種目を行ったりする。

②教育実践の報告の作成(A4判2ページ程度)

③地域セミナー(事業説明会)への参加(令和2年5月開催予定)

④地域ワークショップ(事業報告会)への参加(令和3年2月開催予定)

5 教育実践

- ・各教科や特別活動、学校行事等との関連を図りながら計画的に取り組む。
- ・オリンピック・パラリンピアン等講師を招聘し、講演・交流・実技等を行う場合、単発的なイベントとならないよう、事前・事後学習を行うこととする（講演のみの実践は不可）。

6 事業経費

県は市町村に対して予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、需用費、役員費等）を委託費として支出する。（県立学校に対しては令達）

- ・1校あたりの予算上限事業費（見込み） 150,000円程度

7 事業の流れ（予定）

	内 容	実施時期	締切日
1	・教育推進校募集（16校程度） ※小学校7校、中学校5校 高等学校2校、特別支援学校2校 程度	令和2年2月上旬～中旬	令和2年2月19日（水） ※市町村（組合）立学校 令和2年2月21日（金） ※県立学校、市町村教委
2	・推進校決定通知の送付	令和2年2月下旬	
3	・事業計画書提出	令和2年3月上旬～中旬	令和2年3月12日（木） ※県立学校、市町村教委
4	・県とスポーツ庁の契約締結 ・県と各市町村再委託契約締結	令和2年4月中旬～下旬	
5	・地域セミナー（事業説明会）開催	令和2年5月上旬～中旬	
6	・各推進校での教育実践	令和2年5月中旬～	
7	・事業実施報告書提出		事業終了後10日以内 ※教育推進校
8	・事業完了報告書提出		事業終了後10日以内 ※県立学校、市町村教委
9	・地域ワークショップ（報告会）開催	令和3年2月中旬～下旬	

※本県とスポーツ庁契約後、市町村等と再委託契約を行い、地域セミナー実施後に推進校での教育実践がスタートするため、教育実践は5月中旬以降となる。

※報告書等の提出先

【県立学校・市町村教育委員会】⇒ 県教育庁保健体育課

【市町村立学校】⇒ 市町村教育委員会 ⇒ 県教育庁保健体育課

8 その他

- (1) 推進校においては、事業効果検証のためにアンケートの実施をお願いする。
- (2) 事業内容等は、報道機関や県教育庁保健体育課HPを通じて積極的に公開する。その際、写真等の使用について同意を得ること。
- (3) 本事業に係る質問等については、県教育庁保健体育課学校体育班（086-226-7592 担当：佐野・片岡）へお問合せください。